

新型コロナウイルス感染症に関する入院療養見舞金の見直しについて

本会では、2020年4月以降、新型コロナウイルス感染症に罹患された厚生会員に対して、医師等の管理下でホテル又は自宅での療養をした場合（以下、「みなし入院」といいます）でも、特例的に入院と同等に取り扱い、保健所が発行する療養証明書等を添付書類として受付し、入院療養見舞金を給付してきました。

2022年9月26日以降、新型コロナウイルス感染症に係る発生届の範囲を全国一律で重症化リスクの高い方に限定する旨が政府より発表されことを受け、「みなし入院」について以下のとおり見直します。

1. 2022年9月26日以降の「みなし入院」による給付対象者

- ① 65歳以上の方
- ② 入院を要する方
- ③ 重症化リスクがあり、新型コロナ治療薬の投与又は新型コロナ罹患により酸素投与が必要な方
- ④ 妊婦の方

なお、2022年9月25日（日）以前に新型コロナウイルス感染症と診断された方については、上記の対象者に限らず給付対象となります。また、新型コロナウイルス感染症に限らず療養のために入院した場合には、これまでどおり給付対象となります。

2. 請求手続きについて

現在、新しい基準を踏まえた請求手続きについて検討中です。手続きの詳細が決定しましたら、改めてホームページ等でお知らせいたします。

※ 今後法令の改正等により上記の取り扱いを変更する可能性があります。

ご質問等ございましたら、所属支部までお問い合わせください。

国頭：0980-52-3272

島尻：098-998-6278

中頭：098-937-9935

宮古：0980-72-2222

那覇：098-975-7451

八重山：0980-83-7698

本部：098-867-1760